

道路等に面した

危険なブロック塀等の

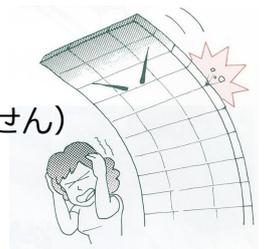
改修費用を支援します

宮崎市ではブロック塀等（コンクリートブロック塀、石積、レンガ塀等）の所有者等に除却または建替え(除却+新設)費用の一部を支援いたします。

1 補助対象となるブロック塀等

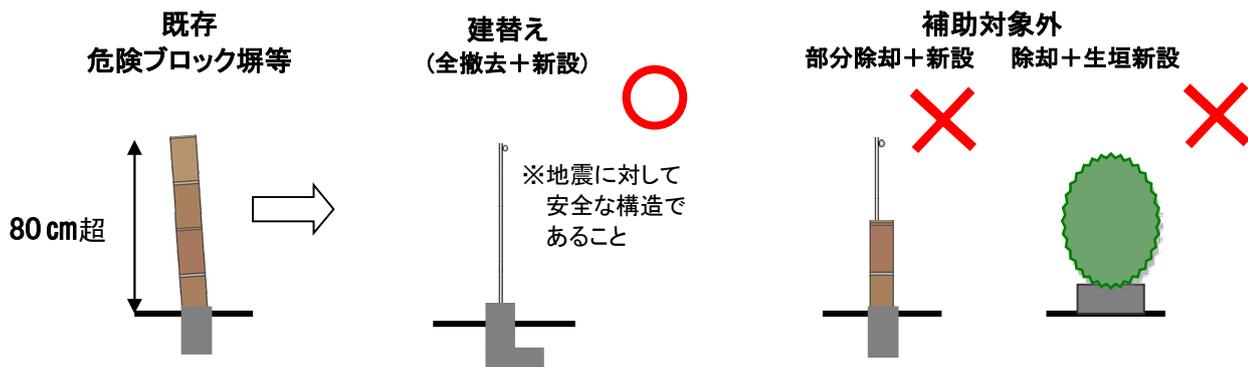
☆①～③全てに該当するもの

- ① 宮崎市内の災害時避難施設に至る道(避難路)に面するブロック塀等
※道路の幅員が4m未満の場合、幅員の確保を求める場合があります。
(敷地の中や隣地との境界等に設置されたブロック塀等は対象となりません)
- ② 道路からの高さが **80 cmを超える**もの
- ③ 宮崎市職員により健全性が保たれていないと確認されたもの
※ひび割れ、破損、塀の傾き、ぐらつきなどで判断します。



2 補助の対象となる費用

- ① ブロック塀等の除却又は建替え(除却+新設)工事費用
- ② 新設する塀等に設置するフェンス等の費用
地震に対し安全な構造であること。(メーカーのカタログ等資料を申請時に添付)
- ③ 除却したブロック塀等の運搬・処分費用
- ④ ①②③に伴う諸経費 (別途工事に関する諸経費は除外します)



3 補助額

- ① 工事費の見積額（税抜き）
 - ② 除却するブロック塀等の延長 1m あたり、12,000 円（除却のみの場合）
 - ③ 建替え(除却+新設)するブロック塀等の延長 1m あたり、27,000 円
- ☆上記①もしくは②、③の最も低い金額に 2/3 を乗じた額

又は

1 敷地あたり **236,000 円を上限（消費税対象外）** として補助します。

※補助額を超える工事費については自己負担となります。

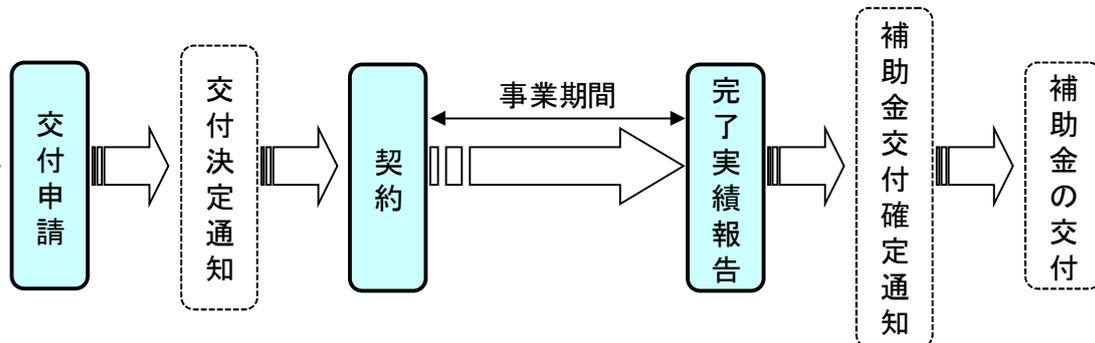
4 申込受付期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）～ 令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）

- ・申請受付は『**先着順**』とし、予算額に達し次第終了します。
- ・**令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）** までに**完了実績報告書**の提出ができるものに限りませ

5 申請の流れ

申請手続き（ : 申請者、 : 宮崎市）



6 注意事項

- ・すでに除却されたブロック塀等は対象となりません。
※市から交付決定通知を受け取る前に契約、工事着手したのも**対象になりません**。
- ・既に倒壊しているブロック塀等は**対象となりません**。
- ・市税の滞納が無いこと。
- ・宮崎市暴力団排除条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者ではないこと。
- ・建替えの場合は、完了実績報告書の提出の際に撤去前、新設後の写真に併せて、新設された塀等の高さ、延長、配筋状況等のわかる写真の提出をお願いします。

詳しくは市ホームページへ

宮崎市 ブロック塀

検索



問い合わせ先

宮崎市建築行政課 安全推進係

電話:0985-21-1813